

災害時におけるキッチンカーによる炊き出し支援の実施等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）とくいな合同会社（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合（以下「災害時」という。）等におけるキッチンカーによる炊き出し（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第2号に規定する炊き出しをいう。以下同じ。）の支援の実施等に関して必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 この協定における対象は、炊き出し支援でキッチンカーによるものとする。

（災害時の協力要請）

第3条 甲は、災害時、乙に対し県内外の被災状況等を勘案して第5条第1項各号に定める炊き出し支援等の協力要請を行うことができるものとする。

2 甲は、前項の協力要請に当たっては、派遣場所、台数、派遣内容、期間及びその他必要と認められる事項を記載した要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により協力要請を行うことができるものとし、後日、要請書を速やかに提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条第1項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

（協力内容）

第5条 乙が、甲の要請に基づき、キッチンカーにより行う炊き出し支援等の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
 - (2) 甲が指定する被災場所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
 - (3) 乙の会員が調達可能な物資の供給
 - (4) 甲が提供する食材の調理
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が指定する支援
- 2 乙は、甲から第3条第1項の協力要請を受けたときは、速やかにこれに応じ、その要請内容の実現に努め、また、その措置の状況について、状況報告書（第2号様式）を甲に提出し、報告するものとする。
- 3 乙は、第1項各号の支援を行う場合において、次の各号に掲げる事項に配慮する

こととし、その内容は当該各号に定めるところによる。

- (1) 食物アレルギー対策 特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示又は利用者に通知する等
- (2) 食中毒発生の防止 衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等
- (3) 要配慮者（咀嚼又は嚥下機能等の低下している被災者等）に配慮した食事提供食材を柔らかく調理し、食べやすい大きさや形にする等

（費用負担）

第6条 乙がキッチンカーの派遣の実施に要した費用負担については、次のとおりとし、その内容は当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲が負担する費用 災害救助法第21条の規定に基づく災害救助費負担金の対象となる次のアからカまでに掲げる費用
 - ア 主食費
 - イ 副食費
 - ウ 燃料費
 - エ 炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費
 - オ 消耗器材費及び雑費
 - カ 派遣に要した輸送費及び人件費
 - (2) 乙が負担する費用 前号に掲げる費用以外の費用
- 2 前条第1号の費用は、災害救助法に基づく限度額の範囲を上限とする。ただし、実際に掛かった費用を超える場合は、別途特別協議を行い、新たに限度額を定めることとする。
- 3 前2項のほか、事業の実施に際し別途費用負担が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、乙から本協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（連絡体制の整備）

- 第8条 甲及び乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備するため、連絡担当者名簿（第3号様式）を相互に提出するものとする。
- 2 甲又は乙は、前項の規定により提出した連絡担当者名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに、変更後の連絡担当者名簿（第3号様式）を提出するものとする。

（平常時の協力要請）

- 第9条 乙は、平常時、甲の要請に基づく次の各号に掲げる防災イベント、防災訓練及び防災啓発活動等（この項において「防災イベント等」という。）への参加について、可能な限り協力するものとする。
- (1) 甲が主催、共催又は後援する防災イベント等

- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する防災イベント等
2 第3条から第5条までの規定は、前項の場合について準用する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、甲がNPO法人高知県防災キッチンカー協会と本協定と同様の内容の協定を締結する日の前日までとする。

(市町村への委任)

第11条 甲が災害救助法第13条第1項の規定に基づき、救助を迅速に行うため必要があると認め、この協定に係る甲の事務を災害発生市町村（災害救助法第2条第1項に規定する災害発生市町村をいう。この条において同じ。）の長が行うこととしたときは、乙は、災害発生市町村の長の要請に基づいて、この協定に定める事項を実施するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年3月4日

甲

高知県知事

乙

くいな合同会社
代表社員

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

くいな合同会社

代表社員

高知県知事

要 請 書

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。なお、同協定書第5条第2項の規定に基づいて、本要請に対する提供状況を、状況報告書にて報告してください。

記

1 要請する内容・物資等

日時	派遣場所	台数及び派遣内容	備考
月 日			

2 特記事項（期間など）

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

くいな合同会社

代表社員

状 況 報 告 書

年 月 日付けであった協力要請のあったことについて、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書第5条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 供給等の内容

日時	供給等の場所	台数及び供与内容	備考
月 日			

2 特記事項（期間など）

第3号様式 (第8条関係)

連絡担当者名簿

名 称			
所在地			
代表社員氏名			
担当部署名		電話番号	
		F A X	
		E-Mail	
担当者職・氏名・連絡先電話番号 (勤務時間外)			
第1順位者 _____			
			自宅・携帯
			TEL (勤務時間外) _____
第2順位者 _____			
			自宅・携帯
			TEL (勤務時間外) _____
第3順位者 _____			
			自宅・携帯
			TEL (勤務時間外) _____

